

令和8年度

自治公民館活動各種助成事業

自治公民館活動で活用できる倉吉市の助成事業

[助成項目]

1. 自治公民館施設整備・備品購入等に関する事
2. 災害・防災に関する事
3. 防犯に関する事
4. 環境整備等に関する事
5. 市道・水路・林道等補修及び除雪に関する事
6. 空き家に関する事
7. 各種事業活動に関する事

助成内容等詳細は、別紙のとおりです。

1. 自治公民館施設整備・備品購入等に関すること

(令和8年4月1日現在)

助成等の種類及び名称	助成等の基準及び内容	市の所管課																								
自治公民館施設整備費補助金	<p>(1) 自治公民館等の所有、又は管理する施設の新設、増改築等に要した経費の16%を補助します。(1,000円単位)</p> <p>ただし、補助対象経費が自治公民館加入世帯数に応じ、次に定める額以下の場合には対象外となります。</p> <table border="0"> <tr> <td>50世帯未満</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>50世帯以上100世帯未満</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>100世帯以上</td> <td>70万円</td> </tr> </table> <p><限度額></p> <table border="0"> <tr> <td>50世帯未満</td> <td>135万円</td> </tr> <tr> <td>50世帯以上100世帯未満</td> <td>112.5万円</td> </tr> <tr> <td>100世帯以上</td> <td>90万円</td> </tr> </table> <p>(2) 自治公民館等の所有、又は管理する施設が倒壊等によりその周囲に著しい保安上の危険が生じており、又は生じるおそれがあるものを解体撤去するのに要した経費の16%を補助します。(1,000円単位)</p> <p>ただし、補助対象経費が自治公民館加入世帯数に応じ、次に定める額以下の場合には対象外となります。</p> <table border="0"> <tr> <td>50世帯未満</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>50世帯以上100世帯未満</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>100世帯以上</td> <td>35万円</td> </tr> </table> <p><限度額></p> <table border="0"> <tr> <td>50世帯未満</td> <td>67.5万円</td> </tr> <tr> <td>50世帯以上100世帯未満</td> <td>56.25万円</td> </tr> <tr> <td>100世帯以上</td> <td>45万円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※事前にご相談ください。</p>	50世帯未満	30万円	50世帯以上100世帯未満	50万円	100世帯以上	70万円	50世帯未満	135万円	50世帯以上100世帯未満	112.5万円	100世帯以上	90万円	50世帯未満	15万円	50世帯以上100世帯未満	25万円	100世帯以上	35万円	50世帯未満	67.5万円	50世帯以上100世帯未満	56.25万円	100世帯以上	45万円	<p>地域づくり 支援課 《第2庁舎3階》</p> <p>(直通) 22-8159</p> <p>(メールアドレス) katsudou@city.kurayoshi.lg.jp</p>
50世帯未満	30万円																									
50世帯以上100世帯未満	50万円																									
100世帯以上	70万円																									
50世帯未満	135万円																									
50世帯以上100世帯未満	112.5万円																									
100世帯以上	90万円																									
50世帯未満	15万円																									
50世帯以上100世帯未満	25万円																									
100世帯以上	35万円																									
50世帯未満	67.5万円																									
50世帯以上100世帯未満	56.25万円																									
100世帯以上	45万円																									
自治公民館施設整備資金貸付	<p>自治公民館等の集会所又はスポーツ広場の新設、増改築等に要した経費に充てるための資金の貸付けを行う制度です。(実施主体：鳥取県市町村振興協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付額：100～2,000万円 ・償還期間：15年以内（1年以内のすえ置き期間を含む） ・償還方法：元金均等半年賦償還 ・預託金融機関：山陰合同銀行・鳥取銀行 <p style="text-align: right;">※事前にご相談ください。</p>																									

コミュニティ助成事業	<p>来年度実施される事業を今年度の9月頃に募集します。事業区分は次の4区分です。(助成額はすべて10万円単位)なお、助成要件に合致しても申請数等の状況により不採択となる場合があります。</p> <p>(1) 一般コミュニティ助成事業 自治公民館などが行うコミュニティ活動に直接必要な設備の整備に助成を行います。※助成額：100～250万円</p> <p>(2) コミュニティセンター助成事業 自治公民館などが行う多目的な総合施設(コミュニティセンター・集会所等)の建設整備に助成を行います。※助成額：対象事業費の5分の3(2,000万円が限度)</p> <p>(3) 青少年健全育成助成事業 親子で参加するスポーツ・レクリエーション活動やコミュニティ活動等に関する事業に助成を行います。※助成額：30万円～100万円</p> <p>(4) 地域防災組織育成助成事業(防災安全課) 自主防災組織が行う地域の災害の被害防止活動及び軽減活動に直接必要な施設又は設備の整備に助成を行います。※助成額：30～200万円</p> <p style="text-align: right;">※事前にご相談ください。</p>	<p>地域づくり 支援課 《第2庁舎3階》</p> <p>(直通) 22-8159</p> <p>(メールアドレス) katsudou@city.kurayoshi.lg.jp</p>
震災に強いまちづくり促進事業補助金	<p>昭和56年5月31日以前に建築された自治公民館の耐震診断及び耐震設計(又は建替えに伴う設計)に要する経費をそれぞれ補助するものです。</p> <p>[補助対象経費の上限額] 1棟当たり300万円又は面積による上限(面積×3,600円/m²)のいずれか低い額</p> <p>[補助率] 2/3</p> <p>[補助額] 上限1棟当たり200万円</p> <p>※事業実施年度の調整が必要な為、事業の実施を希望される場合は、事前に担当課へご相談ください。</p>	<p>建築住宅課 《本庁舎3階》</p> <p>(直通) 22-8175</p> <p>(メールアドレス) kenchikujutaku@city.kurayoshi.lg.jp</p>
福祉のまちづくり推進事業補助金	<p>自治公民館の集会所をバリアフリー化する場合の経費を補助。主に、既存トイレの洋式化、トイレ内設備等の設置、玄関及び居室出入口、車椅子利用者向け駐車場等の整備が対象です。(担当課要相談)。</p> <p>※バリアフリー法基準に則した整備とします。</p> <p>(既存トイレの洋式化の場合)</p> <p>[対象工事費の上限額] 1箇所(1便器)あたり50万円</p> <p>[補助率] 2/3</p> <p>[補助額] 上限33.4万円</p> <p>※事業の実施を希望される場合は、事前に担当課へご相談ください。</p>	<p>建築住宅課 《本庁舎3階》</p> <p>(直通) 22-8175</p> <p>(メールアドレス) kenchikujutaku@city.kurayoshi.lg.jp</p>

2. 災害・防災に関すること

助成等の種類及び名称	助成等の基準及び内容	市の所管課
消防ポンプの無償貸与	<p>希望する自主防災組織に対して、無償で消防ポンプ・吸水管・ポンプ工具・充電器・ポンプカバー・積載用台車を貸与します。</p> <p>※消防用ホース・筒先は地元負担になります。</p>	<p>防災安全課 《本庁舎4階》 (直通) 22-8162</p>

消防ポンプの修繕費補助	市が無償貸与している消防ポンプについて、毎年秋に実施する全市消防ポンプ一斉点検で、修繕が必要と認められた場合に修繕費を負担するものです。 <地元3割負担>	防災安全課 《本庁舎4階》 (直通) 22-8162 (メールアドレス) bousai@city.kurayoshi.lg.jp
消防ポンプの燃料費補助	市が無償貸与している消防ポンプについて、燃料費を補助するものです。(防災安全課にて給油チケットを配布)	
自主防災組織防災資機材等整備費補助	自主防災組織に対し、防災資機材、防災備蓄品、防災資機材格納倉庫の整備、防災訓練の実施に必要な物品、水害関連標識(まるごとまちごとハザードマップ)設置に係る経費の一部(最高50%)を補助するものです。 <限度額:5万円>	
水防資材の支給	地区単位で申請のあった場所に対し、下記のいずれかの量で支給を行うものです。 ・2tトラック1台分(土のう袋100枚) ・4tトラック1台分(土のう袋200枚)	
災害時要支援者対策事業補助金 (旧名称:わが町支え愛マップ推進事業補助金)	地域住民が主体となり、支え愛マップを作成し、障がいのある方や一人暮らし高齢の方々等(災害時要支援者)に対する災害時の避難支援の仕組みや平常時の見守り体制をつくるなど、災害時要支援者が地域で安全安心に暮らすための取組に対して補助します。 ①災害時要支援者対策促進事業(新たに取り組む自治公民館) 補助限度額:5万円 ※財源(市1/2、県1/2) ②災害時要支援者対策ステップアップ事業(①の補助を受けた自治公民館) 補助限度額:10万円 ※財源(市1/2、県1/2)	福祉課 《第2庁舎1階》 (直通) 22-8118 (メールアドレス) fukushi@city.kurayoshi.lg.jp
防災マップ作成支援	自治公民館に対して、防災普及指導員と共に防災マップの作成及び印刷の支援を行うものです。 <全額市負担(加入世帯数分、予算の範囲内)>	防災センター 《福守町415-2》 (直通) 24-6900 (メールアドレス) bousai@apionet.or.jp

3. 防犯に関すること

助成等の種類及び名称	助成等の基準及び内容	市の所管課
防犯街灯設置補助金	防犯街路灯の新設及び切替に要した経費に対し助成するものです。 <助成額> ・LEDの新設1基につき2/3 上限 32,000円 ・LEDへの切替1基につき2/3 上限 32,000円 (器具交換を伴う場合) ・LEDからLEDへの交換1基につき2/3 上限32,000円 (H30.6.20以前に設置し経年劣化等で不灯になった場合)	建設課 《本庁舎2階》 (直通) 22-8169 (メールアドレス) kensetsu@city.kurayoshi.lg.jp

4. 環境整備等に関すること

助成等の種類及び名称	助成等の基準及び内容	市の所管課
ごみ集積場整備費補助金	ごみ集積場の新設、増改築又は購入に対し、対象経費の1/3を助成するものです。 <限度額 1件7万円>	環境課 《第2庁舎2階》 (直通) 22-8168 (メールアドレス) kankyoku@city.kurayoshi.lg.jp
生活排水溝清掃土砂運搬車両の配車	生活排水溝清掃の際に出た土砂の運搬用車両を無償で配車するものです。	
草等の運搬車両の配車	町内清掃の際に出た草・剪定枝(ごみ袋で処理できない量)の運搬車両としてフックロールコンテナを無償で配車するものです。	

5. 市道・水路・林道等補修及び除雪に関すること

助成等の種類及び名称	助成等の基準及び内容	市の所管課
市道等補修用原材料支給制度	災害や事故等の防止を図るため地元自治公民館が行う市道等の維持補修に必要な原材料を支給する制度です。 ※各自治公民館で申込み 《支援の内容》 原材料支給：生コン、グレーチング蓋、砕石、U字側溝、アスファルト補修材等 《支給限度額》年15万円(上限)/団体	建設課 《本庁舎2階》 (直通) 22-8169 (メールアドレス) kensetsu@city.kurayoshi.lg.jp
道路愛護制度	道路愛護資材として真砂土を支給し、自治公民館が行う道路の補修作業を支援する制度です。 ※各自治公民館で申込み 《支援の内容》 真砂土の支給 《支給限度》上限：5m ³ /年、支給回数2回まで	
支障木伐採事業費補助金	市道、生活道(国道・県道除く)での事故や災害による孤立を未然に防止するため、通行の支障となっている民有地の樹木の伐採・処分を行う自治公民館に対し補助するものです。※枝打ち(枝払い)のみは対象外となります。 《補助要件》*下記の要件をすべて満たしていること ①所有者又は管理者が地域に不在もしくは高齢者等で管理が出来ない場合 ②車両等の通行に障害を及ぼすと判断される場合 ③支障木とは高さが概ね10m(竹も含む) 《支給限度額》経費の3/4(上限20万円)	
農道・農業用施設等補修用原材料支給	農道・水路等の補修に対して原材料支給をするものです。:各自治公民館、土地改良区等で申込み ○1団体に対し年1回支給 ①生コン、砕石、その他二次製品等 130,000円(税込)以内 ②機械借り上げ制度 110,000円(税込)以内 ③水路浚渫機械借り上げ制度 240,000円(税込)以内 ※③については地元負担金あり(事業費の20%)	地域整備課 《本庁舎2階》 (直通) 27-0516 (メールアドレス) chiikiseibi@city.kurayoshi.lg.jp

林道維持管理支援	<p>林道・森林作業道等の補修に対して原材料支給をするものです。：各自治公民館で申込み</p> <p>①生コン、砕石、その他二次製品等 100,000円（税込）以内</p> <p>②機械借り上げ制度 100,000円（税込）以内</p>	<p>地域整備課 《本庁舎2階》 （直通） 27-0516 （メールアドレス） chiikiseibi@city.kurayoshi.lg.jp</p>
小型除雪機械購入事業費補助金	<p>地域住民が自発的に行う市道等の除雪において、小型除雪機械を購入する費用の一部を補助するものです。</p> <p>《対象者》自治公民館、地区コミュニティセンター指定管理者 《補助対象》原動機付き小型除雪機械（新品）の購入費用 ※オプション部品、修理費、燃料費等の維持費用は対象外。 《支給限度額》購入経費の1/2（上限20万円） 《補助要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治公民館等において人的な除雪体制が図られている。 小型除雪機械の保管場所等の管理体制が確保されている。 	
地域除雪作業報償金	<p>自治公民館及び地区コミュニティセンター指定管理者が豪雪時において市道等の通行の確保を図るため、自主的に行う除雪作業に対し、報償金を交付する制度です。</p> <p>①対象路線 (1) 除雪路線以外の市道（除雪路線の歩道は対象とする） (2) 生活道路で沿線に1戸以上住居を有する路線</p> <p>②作業対象及び報償金の額 自治公民館等が「機械を使用して除雪する作業」及び「業者に委託して実施する作業」が対象。（上限5万円/年） (1) 自治公民館等が機械を使用して除雪する作業 《補助要件》 除雪する路線において20cm以上の積雪深がある場合 《報償金》 延長10mにつき200円 (2) 自治公民館等が業者に委託して実施する場合 《補助要件》 除雪する路線において30cm以上の積雪深がある場合 《報償金》 自治公民館等が業者に支払う委託費の2/3</p>	<p>建設課 《本庁舎2階》 （直通） 22-8169 （メールアドレス） kensetsu@city.kurayoshi.lg.jp</p>

6. 空き家に関すること

助成等の種類及び名称	助成等の基準及び内容	市の所管課
定住希望者受け入れ支援事業交付金	<p>空き家のある集落の住民が定住希望者を受け入れるため、定住希望者と地元住民が交流する事業を行う費用を補助します。（祭りなどの催事は対象外）</p> <p>上限額：年間10万円（食糧費は2万円まで）</p>	<p>しごと定住 促進課 《第2庁舎3階》 （直通） 27-0501 （メールアドレス） iju@city.kurayoshi.lg.jp</p>

7. 各種事業活動に関すること

助成等の種類及び名称	助成等の基準及び内容	市の所管課

<p>倉吉市人材銀行 (講師派遣助成制度)</p>	<p>市民の多様な学習活動を支援し、豊かな地域社会をつくることを目的として、倉吉市人材銀行に登録している講師を派遣する制度です。1回の派遣につき、謝金4,000円を助成。 (派遣回数上限あり) 《利用例》 音楽療法、健康づくりストレッチ、ニュースポーツ、自力整体、草木染め、紙工作、和布細工、ヨガ、筆文字など ※講師名簿は、社会教育課のほか各地区コミュニティセンターでも閲覧可能。また、市ホームページで連絡先の記載がない名簿(公開希望者のみ)を公開します。</p>	<p>社会教育課 《北庁舎1階》 (直通) 22-8167 (メールアドレス) gakushu@city.kurayoshi.lg.jp</p>
<p>市民協働活動支援金</p>	<p>市報及び行政文書の配布、地元調整等の自治公民館活動に対する支援金です。 (1) 自治公民館分 ①世帯規模割：1館当たり 年17,000円～32,000円 50世帯以下 17,000円 51世帯以上150世帯以下 22,000円 151世帯以上250世帯以下 27,000円 251世帯以上 32,000円 ②世帯割：1加入世帯当たり 年700円 ③未加入世帯等への市報配布等：1世帯配布につき年700円上限 (2) 地区自治公民館協議会分 ①均等割：1地区当たり 年125,000円 ②世帯規模割：1地区当たり 年120,000円～134,000円 1,000世帯以下 120,000円 1,001世帯以上2,000世帯以下 127,000円 2,001世帯以上 134,000円 ③館数割：1館当たり 年2,400円</p>	<p>地域づくり 支援課 《第2庁舎3階》 (直通) 22-8159 (メールアドレス) katsudou@city.kurayoshi.lg.jp</p>
<p>学校施設使用料の減免</p>	<p>自治公民館・自治公民館協議会が実施する地域活性化を目的とした主催事業について、施設使用料を減免します。 なお、電灯料及び冷暖房機使用については有料。 [電灯・照明] 1時間につき 330円 [冷暖房機] 1時間につき 110円</p>	<p>教育総務課 《北庁舎1階》 (直通) 22-8165 (メールアドレス) kyouikusoumu@city.kurayoshi.lg.jp</p>
<p>住民参画型・地域企業貢献型 バス停留所上屋整備事業費補助金</p>	<p>地域住民(自治公民館その他地区住民で組織する団体)がバス停留所上屋整備事業の計画から管理までを行い、地域の実情にあったバス停留所上屋の整備を行うものです。 【補助金の算定】 バス停留所1箇所について、バス停留所上屋の建設の場合、その要する経費に2/3を乗じて得た額又は80万円のいずれか低い額。 また、バス停留所上屋の修繕の場合、その要する経費に2/3を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い額</p>	<p>企画課 《本庁舎4階》 (直通) 22-8161 (メールアドレス) kikaku@city.kurayoshi.lg.jp</p>